

桐生市立境野小学校 いじめ防止基本方針

令和元年5月一部改正

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

<いじめの定義>

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

2 いじめ防止等のための組織(いじめ防止等対策委員会)

(1) 組織の構成員

校長・教頭・生徒指導主任・人権教育主任・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・養護教諭・各学年(含学習室)1名・(教務主任)(特活主任)(教育相談員)(スクールカウンセラー)

*いじめが発見された場合は、必要に応じて当該学級の担任等も加える。

(2) 活動の概要

- ・毎月1回、生徒指導委員会と兼ねて委員会を開催する。(必要に応じ、臨時的に開催する。)
- ・いじめアンケートの実施。校内研修等の企画。
- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報等の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応
- ・一定期間終了後の検証と見直し

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

○ 教員研修等により、いじめについての共通理解を図る。

- ・いじめの未然防止に有効な対策は、「ストレスの原因となるストレスを減らすこと」「ストレスがあっても行為に及ばないようにハードルを高くする(規範意識を高める)こと」の二通りが中心になる。

主なストレス：勉強が分からない。テストの点数が悪かった。先生がえこひいきをした。先生が自分のことを理解してくれない。先生や親に叱られた。友達にからかわれた。

○ 学級経営の充実

- ・QUアンケート等を行うなど、児童の実態把握に努める。
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成していく。

- ・いじめに向かわない態度・能力の育成を目指す。
- ・児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 高学年を中心に教科担当制を導入し、複数の目を通して児童を観察し、指導ができるようにする。
- 自己肯定感を高めるとともに、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる道徳教育の実践。
- 児童会を中心とした主体的活動の充実。
- SCを含めた教育相談体制の整備・充実に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 毎月アンケートを実施する。
- 担任を中心に、児童の様子に目を配り、実態把握に深める。
- 保護者や地域、関係機関との連絡を密にし、情報収集に努める。

(3) いじめの解消のための取組

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ② いじめの発見・通報を受けた者は、速やかに管理職に報告する。いじめの報告を受けた校長は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、対応を協議する。

<主な協議内容>

- ・いじめられた児童又はその保護者への支援
 - ・いじめた児童への指導又はその保護者への助言
 - ・いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・対応策を実施する際の役割分担 等
- ③ 協議した対応策を実施し、その成果を検証し、対応策を見直す。
 - 「いじめ防止等対策委員会」は、いじめが解消されたことを確認するまで繰り返し行う。
 - ④ いじめの指導を行った後、少なくとも3ヶ月は経過を観察し、いじめを受けた児童本人及び保護者に確認を取れた時点で、いじめの解消とする。

(4) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態とは、次のようなことを指す。
 - i いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・自殺を企図した
 - ・身体に重大な傷害を負った
 - ・精神性の疾患を発症した など
 - ii いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間…年間30日を目安とする。)
- ② 重大事態の報告、調査
 - i 重大事態が発生した場合は、桐生市教育委員会を通じて桐生市長に報告する。
 - ii 重大事態が発生した場合は、桐生市教育委員会と連携して調査を実施する。
 - ・校長は、市教委と相談し、調査組織を設ける。
 - ・調査組織は、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・校長は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・校長は、調査結果を踏まえ、市教委の指導の下、必要な措置を講じる。

4 保護者・関係機関との連携

- いじめの未然防止のため、地域団体や他校等と定期的に情報交換を行う。(民生児童委員、境野地区青少年愛育運動協議会、境野地区青少年を守る会 等)
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。
- いじめの未然防止のためいじめに向かわない態度・能力の育成について、保護者に啓発していく。
- いじめの早期発見のため、保護者に家庭での見守りを促すとともに、学校において児童に変化が見られた場合などは、家庭と連携していじめの認知に努める。

5 評価の実施

- ① 本方針に基づく取組の効果等を検証するため、学校評価の評価項目に位置付ける。
- ② アンケートの結果や学校評議員の意見等を基に、「いじめ防止等対策委員会」において、次年度の取組等を検討する。検討結果は、学校評価と併せて、学校通信やホームページで公表する。